

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

有田市長 玉 木 久 登

有田市条例第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(有田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 有田市職員の給与に関する条例（昭和30年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第22条の 2 第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第22条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(有田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 有田市職員の退職手当に関する条例（昭和38年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第11項第 4 号中「職業」の前に「安定した」を加え、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第16条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第17条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第18条第 1 項第 1 号並びに第20条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付則第 5 項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第 1 条の 2 第 1 項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

(有田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 3 条 有田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(有田市消防団条例の一部改正)

第 4 条 有田市消防団条例（平成25年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(有田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 有田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第9号）の一部を次のように改正する。

付則第5項から第7項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（有田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第6条 有田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条の規定及び付則第7項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この頃において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の有田市職員の給与に関する条例第22条の3第1項第1号の規定及び第2条の規定による改正後の有田市職員の退職手当に関する条例第16条第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。